

平成24年4月11日

公正取引委員会 御中

〒332-0012

埼玉県川口市本町4-1-8

川口センタービル8階

電話 048-228-2220

FAX 048-228-2221

申告者 川口商工会議所

会頭 児玉洋介

### 独占禁止法第45条第1項に基づく申告書

#### 第1 違反被疑行為者

##### 1 名 称

東京電力株式会社

代表取締役 西澤俊夫

##### 2 住 所

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-1-3

電話 03-6373-1111

#### 第2 申告の趣旨

東京電力株式会社（以下「東電」という）は、①電気料金自由化部門に対する電気料金の値上げを一方的に決定するとともに、②電気料金の値上げに従わない場合に従前分の電気料金を支払うという提案に対してもその受領を拒否する旨の意思を表明し、さらに③政府認可が必要とされる一般家庭向けの電気料金の値上げ問題が解決するまで、電気料金自由化部門に対する電気料金の値上げを延期して欲しいとの申し入れに対してもこ

れを拒否している。このような東電の姿勢・態度は、実質的に電気料金の値上げの受け容れを強要しているが、このような東電の行為は独占禁止法第2条第9項第第5号所定の「優越的地位の濫用」に該当し、独占禁止法第19条で禁止される「不公正な取引方法」に該当するので、同社の行為に対し、しかるべき排除措置を求める。

### 第3 違反被疑行為者が「優越的地位」にあること

東電は、首都圏1都7県（群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県）、静岡県の富士川以東（富士市の旧富士川町及び富士宮市の旧芝川町域の富士川以南を含まない）の地域を独占的に事業地域とする電力会社であり、日本の販売電力量の約3分の1を担っている。

また、首都圏における各企業の各事業は、東電からの電力供給なしには成り立ち得ず、東電から電力供給を打ち切られれば各企業は廃業を余儀なくされる立場にある。

よって、東電が優越的地位にあることは明らかである。

### 第4 違反被疑行為が「不公正な取引行為」にあたること

東電は、前述したとおり、①電気料金自由化部門に対する電気料金の値上げを一方的に決定するとともに、②電気料金の値上げに従わない場合に従前分の電気料金を支払うという提案に対してもその受領を拒否する旨の意思を表明し、さらに③政府認可が必要とされる一般家庭向けの電気料金の値上げ問題が解決するまで電気料金自由化部門に対する電気料金の値上げを延期して欲しいとの申し入れに対しても、これを拒否している。

このような東電の姿勢・対応は、電気料金自由化部門に対する電気料金の値上げについて政府の認可が不要であることを楯に、自己の優越的地位を利用して、電気料金の値上げを一方的に決定・強要するものに他ならず、独占禁止法第2条第9項第5号口に規定する「継続して取引をする相手方に対して、自己

のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させる」ものであり、同法第19条で禁止される「不公正な取引方法」に該当することは明らかである。

### 第5 不平等な取扱いによる公正且つ自由な競争に対する悪影響

今回の東電による電気料金自由化部門に対する電気料金の値上げ決定によれば、平成24年3月31日までに電気供給契約を更新した事業者は従前のままの電気料金が維持されるのに対し、平成24年4月1日以降に電気供給契約を更新する事業者は値上げした電気料金を支払わされることとなる。

このような取扱いは、「差別的取扱い」と呼ぶかどうかは別にして、少なくとも、事業者の事業コスト面における条件の平等を奪うものであり、独占禁止法の目的である「公正且つ自由な競争」に悪影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、「公正且つ自由な競争」の観点からすれば、仮に電気料金の値上げを行うにしても、全事業者に対し、一律かつ同時に実施されるべきである。

### 第6 まとめ

そもそも、原発事故を発生させた責任を負っているのは東電自身であり、したがって、東電は、電気料金の値上げを決定する前に、先ずは社内における徹底したリストラ及び資産売却による資金確保に全力で取り組むべきであり、関係資料を国民に提示し、社内努力の内容や成果を国民に対して逐一オープンにすべきである。そのような努力をせずに、電気料金自由化部門に対する電気料金の値上げについて政府の認可が不要であることを楯に、電気料金の値上げを一方的に決定することは不当というほかない。

よって、東電による前記①乃至③の行為に対し、しかるべき排除措置を求める次第である。

## 添付書類

- |   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 履歴事項全部証明書        | 2通 |
| 2 | 平成24年3月6日付要請書    | 1通 |
| 3 | 平成24年3月19日付回答書   | 1通 |
| 4 | 平成24年3月21日付要望書   | 1通 |
| 5 | 電気料金値上げによる影響調査結果 | 1通 |
| 6 | 公正取引委員会への申告に至る経緯 | 1通 |

以 上